

洞爺湖町災害時要援護者避難支援計画

平成 23 年 3 月

洞 爺 湖 町

目 次

1	基本的考え方	2 P
	（ 1 ）避難支援計画の目的	2 P
	（ 2 ）地域防災の自助・共助・公助の役割分担	2 P
2	災害時要援護者（範囲）	3 P
3	災害時要援護者の情報収集・共有の方法	3 P
4	災害時要援護者登録申請	4 P
5	避難支援体制	4 P
6	情報伝達体制の整備	5 P
	（ 1 ）災害時要援護者への情報伝達	5 P
	（ 2 ）避難支援者への情報伝達	5 P
	（ 3 ）避難支援関係機関への情報伝達	5 P
7	避難誘導の手段・経路等	6 P
8	避難所における支援方法	6 P
	（ 1 ）避難所における支援対策	6 P
	（ 2 ）福祉避難所の指定	7 P
9	災害時要援護者避難訓練の実施	7 P
10	災害時要援護者避難支援計画（個別計画）の策定の進め方	8 P
	（ 1 ）個別計画の策定方法	8 P
	（ 2 ）個別計画の更新	8 P
	（ 3 ）個別計画の管理	8 P

1 基本的考え方

(1) 避難支援計画の目的

洞爺湖町では、近年災害による犠牲者はいないものの、全国的な事例として避難に時間を要する災害時要援護者の被災が目立っている事などから、あらかじめ噴火情報・気象予報・警報・洪水予報や土砂災害警戒情報などの災害情報の伝達体制を整え、災害時要援護者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整えておくことが重要です。

このためには、各地域において高齢者や障がい者など災害時の避難にあたって支援が必要となる人を特定し、災害時に誰が支援してどこの避難所等に避難させるかを定める「避難支援計画」を策定していく必要があります。

この計画は、災害発生時における災害時要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏まえ、洞爺湖町における災害時要援護者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、災害時要援護者の自助・共助を基本とし、災害時要援護者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安心・安全体制を強化することを目的とします。

(2) 地域防災の自助・共助・公助の役割分担

自分の命は自分で守る「自助（同居する家族を含む）」、地域住民による自分たちの地域は自分たちで守る「共助」が地域防災の基本ですが、災害時要援護者については自助が困難な状況に置かれることが想定されます。

このため、災害時要援護者と地域社会が相互に関与し、支援をする共助の仕組みや、町や防災関係機関が連携して支援をする「公助」が連携した地域ぐるみの避難支援体制の確立を図るため、次のとおり役割分担を明確にします。

【自助（本人、同居する家族を含む）】

項目	役割
平常時	・地域内でのコミュニケーションに努めること。
災害発生前・後	・避難準備（避難）に努めること。

【共助（自治会・民生委員等）】

平常時	・要援護者の見回りやコミュニケーションに努めること。 ・要援護者の支援のための、地域内外での情報交換に努めること。
災害発生前・後	・避難勧告等の発令時、要援護者の状況を把握し、必要に応じ避難支援を行うこと。 ・災害情報や避難状況を、情報伝達体制をもとに伝達すること。

【公助（町）】

平常時	<ul style="list-style-type: none">・要支援対象者情報の把握・要支援対象者情報の整理（データ更新等）・名簿・台帳作成
災害発生前・後	<ul style="list-style-type: none">・避難準備・避難勧告・共助及び関係機関等への情報提供

2 災害時要援護者（範囲）

洞爺湖町における災害時要援護者避難支援計画（個別計画）の対象者となる災害時要援護者は、災害時において自助が困難で家族等の支援が受けられず、地域での支援を希望し、かつ支援を受けるために必要な自己に関する個人情報を提供することに同意した次の方とします。

- （１）身体障がい者
- （２）精神障がい者
- （３）知的障がい者
- （４）要介護認定者
- （５）高齢者のみの世帯
- （６）全各号のほか、災害時発生時において避難情報の入手、避難の判断又は避難行動を自ら行うことが困難な方

3 災害時要援護者の情報収集・共有の方法

災害発生時において、災害時要援護者の避難誘導や安否の確認、また情報伝達などを的確に行うためには、災害時要援護者情報の把握と関係者間での共有が必要であり、日頃から災害時要援護者の居住地や生活状況を把握し、災害時には、これらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要です。

情報の収集に当たっては、災害時要援護者の同意確認を基本原則として、「手上げ方式」及び「同意方式」を併用して取り組むこととします。

《手上げ方式》

災害時要援護者登録制度について広報、ホームページ等で周知し自ら災害時要援護者名簿等への登録を希望した方の情報を収集する方式

《同意方式》

町が、民生委員及び自治会等と、災害時要援護対象者に直接働きかけ、本人の同意を得た上で必要な情報を収集する方式

4 災害時要援護者登録申請

災害時要援護対象者の範囲にある方で、手上げ方式又は同意方式により災害時の避難支援を希望する方は、「災害時要援護者登録申請書兼避難支援個別計画書」（様式 1）に必要事項を記入し、町長へ提出するものとします。また、当該記載事項に変更が生じた場合も同様とします。

ただし、同意方式の場合民生委員及び自治会の方に同意を得た上で記入を依頼し、提出することが出来ます。

《結果連絡》

町長は、次に定めるところにより通知するものとします。

災害時要援護者

洞爺湖町災害時要援護者登録通知書（様式 2）に登録申請書の写しを添えて通知をします。

避難支援者及び関係機関

洞爺湖町災害時要援護者登録及び情報共有通知書（様式 3）に洞爺湖町災害時要援護者登録台帳の写し及び災害時要援護者登録申請書兼避難支援個別計画書の写しを添えて通知をします。

5 避難支援体制

洞爺湖町役場内に、横断的組織として「災害時要援護者支援班」を設ける。

災害時要援護者支援班の位置付け・構成及び業務は次のとおりとする。

《位置付け》

平常時：健康福祉課や企画防災課及び消防機関で横断的な P T（プロジェクト・チーム）を設置。

災害時：災害対策本部内に設置。

《構成》

平常時：健康福祉課長・福祉担当者・防災担当者及び消防機関が避難支援体制の整備に関する取り組みを進めていくに当たっては、社会福祉協議会等の関係者の参加を得ながら進めること。

災害時：基本的に健康福祉課長・福祉担当者及び消防機関、また必要に応じ各課（若干名）で構成。

《業務》

平常時：災害時要援護者情報の整備、避難支援計画の策定、災害時要援護者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等。

災害時：避難準備情報等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握、避難所への輸送、情報共有等

町は、自治会組織、消防機関、福祉関係機関と連携し、個々の災害時要援護者に対応する避難支援者を明確化するものとします。避難支援者は、災害時要援護者本人の意向を極力尊重した上で、原則として自治会、福祉関係者やボランティア等の構成員から複数名選出することとします。

避難支援者の選定に当たっては、災害時要援護者に対し、支援については避難支援者の任意の協力により行われるものであることや、避難支援者の不在や被災などにより、災害時要援護者の支援が困難となる場合もあり、災害時要援護者の自助が必要不可欠であることについて、十分に周知することとします。

さらに、災害時要援護者の支援体制を整備するに当たっては、地域において災害時要援護者支援に関する人材を育成し、避難支援者を増やしていく必要があります。

なお、避難支援者については、できる範囲で支援をしていただくものであり支援活動について法的な責任や義務を負うものではありません。

6 情報伝達体制の整備

(1) 災害時要援護者への情報伝達

町は、防災行政無線のほか、行政無線の戸別受信機やFAX、電子メール、放送事業者、広報車等様々な手段を確保し、災害時要援護者へ避難準備情報等の防災情報を提供します。視覚・聴覚障がいのある人への情報伝達については、携帯電話メール機能による災害情報配信サービスの活用を推進します。

また、発令された避難準備情報等が災害時要援護者を含めた住民に届くよう、電話連絡、直接の訪問等双方向を基本とする地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進します。

《情報伝達手段》

防災行政無線の活用（戸別受信機等含む）

FAXの活用

携帯電話メール（災害情報配信サービス）の活用

放送事業者への情報提供

広報車・消防機関等による広報

(2) 避難支援者への情報伝達

町は、様々な情報伝達手段や地域ぐるみの情報伝達体制を使って地域住民に情報を伝達することとし、避難支援者へ避難準備情報等の防災情報を伝達します。

(3) 避難支援関係機関への情報伝達

町は、社会福祉施設等の避難支援関係機関が災害時要援護者支援体制を速やかに整えられるよう、避難支援関係機関へ防災情報を積極的に提供し、災害時要援護者支援体制の確保に努めます。

7 避難誘導の手段・経路等

噴火及び風水害や津波等の災害が発生するおそれがあるため、避難準備情報等を発令した場合は、町と消防及び地域住民等が連携し、災害時要援護者避難支援計画（個別計画）に基づき、災害に応じた避難所までの避難誘導を行います。

そのため、平常時から避難所配置職員の役割分担を明確にするとともに、町、消防機関、福祉関係機関等の役割分担を明確にしつつ連携して対応することとします。

また、災害時要援護者自身も、自宅から避難場所等まで実際に避難経路を確認しておくよう努めるものとします。

8 避難所における支援方法

（1）避難所における支援対策

避難所においては、災害時要援護者の避難状況に応じて、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を必要とする場合は災害発生後速やかに仮設します。

特に体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合は、畳・マットを敷く、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションを設けるなど環境の整備を行います。

これらの環境整備に必要な設備については、備蓄で対応するほか、関係団体、事業者との事前協定を締結するなどにより平時から対応等を講じておくこととします。

避難所には、災害時要援護者の要望を把握するため、避難対策班及び救護対策班等が中心になり、自治会や福祉関係者、そして避難支援者の協力を得つつ、災害時要援護者用相談窓口を設けることとします。その際、女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口にも女性も配置するなどの考慮を行います。

また、避難生活が長期化する場合は、高齢者、障がい者等の心身の健康管理や生活リズムを取り戻す取り組みが重要であるので、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活発病等）の予防、こころのケア等、福祉関係職員等による相談等の必要な生活支援を必要に応じて実施するとともに、災害時要援護者の状況に応じて一般避難所から福祉避難所及び福祉避難所類似施設への移動や社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続きを行うこととします。

なお、災害発生後速やかな対応をとるために、予め関係団体、事業者等との協定を結ぶなど、平常時から役割分担を明確にしておくこととします。避難所における情報提供は被災者にとって大変重要なものであるため、特に視覚障がい者や聴覚障がい者等に対する伝達方法については特段の配慮を行うものとします。

(2) 福祉避難所の指定

災害時要援護者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を、「3 要援護者情報の収集・共有の方法」により把握した災害時要援護者情報をもとに、福祉避難所及び福祉避難所類似施設への避難が必要な者の状況等を把握し、災害時に必要数を確保できるよう、施設の管理者と事前協定を行い、予め福祉避難所を指定することとします。

福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、バリアフリー化されているなど、災害時要援護者の利用に適しており、かつ、生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉施設等の既存施設を活用することとします。

福祉避難所を指定した場合は、災害時要援護者避難支援計画（個別計画）の策定を通して、その所在や避難方法を災害時要援護者含む地域住民に対し周知するとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得るものとします。

9 災害時要援護者避難訓練の実施

災害時要援護者の避難を迅速かつ適切に行うためには、災害時要援護者と避難支援者との信頼関係が不可欠であることから、消防署、自治会等は普段から防災活動だけでなく声かけや見守り活動等、地域における各種活動との連携を深めることが重要です。

また、在宅の災害時要援護者を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、平常時から避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりをすすめ、地域住民の協力関係をつくることが重要です。

このため、自治会が中心となり、災害時要援護者や避難支援者とともに、災害時要援護者の避難計画の作成や避難訓練の実施等を行うことにより、支援体制の充実を図ることとします。

避難訓練には、地域住民や災害時要援護者、避難支援者が積極的に参加し、災害時要援護者の居住情報を共有し、避難準備情報等の伝達の確認、具体的な避難支援方策の検証や障害物の確認等を行うことにより、地域全体の防災意識の向上が図られます。

このため、防災訓練等において、災害時要援護者に対する情報伝達や避難支援などの訓練を行うこととします。

10 災害時要援護者避難支援計画（個別計画）の策定の進め方

災害が発生し又はそのおそれが高まったときに、災害時要援護者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するためには、予め災害時要援護者一人ひとりについて、誰が支援してどこの避難所に避難させるかを定めておくことが必要であります。このため、自治会、民生委員等の協力を得ながら、災害時要援護者避難支援計画（個別計画）を策定することとします。

（１）個別計画の策定方法

個別計画の策定に当たっては、個人情報保護条例の規定に基づき、町は自治会などの実際に避難支援に携わる関係者と災害時要援護者に関する基本的な情報（住所や氏名など）を共有した上で、これら関係者が中心となって、災害時要援護者本人と避難支援者、避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法等について具体的に話し合いながら作成することとします。なお、避難支援者については、消防署、自治会、民生委員などの話し合いなどで予め要援護者に紹介できる候補者を定めることが望ましい。

なお、避難支援者自身の不在や被災も考慮し、複数の避難支援者を決めておく必要があります。

また、個別計画は、災害時要援護者本人、その家族及び役場の必要最小限の関係部署のほか、避難支援者等災害時要援護者本人が同意した方に配布することとします。

（２）個別計画の更新

個別計画は、一人ひとりの災害時要援護者を対象にしていることから、災害時要援護者の個人情報が多く含まれています。したがって、上記（１）のとおりその保護に留意することとします。

また、災害時に迅速かつ適切な避難を行うため、情報の更新を定期的に行っていくこととします。

具体的には、個別計画の内容に変更が生じた場合や本人等からの変更の申請があった場合は、その都度速やかに更新することとします。その他の場合は、避難支援者等の協力を得て更新を行うこととします。

（３）個別計画の管理

個別計画の内容は、災害時要援護者本人、その家族及び役場の必要最小限の関係部署のほか、避難支援者等災害時要援護者本人が同意した方以外が閲覧することのないようにするとともに、併せて災害発生時の緊急の閲覧に支障を来さないように留意することとします。個別計画の情報管理については、関係者及び関係機関以外に漏れることのないよう情報管理に十分配慮することとします。

災害時要援護者登録申請書兼避難支援個別計画書

平成 年 月 日

洞爺湖町長 様					
私は、洞爺湖町災害時要援護者避難支援計画に基づく趣旨に賛同し、同制度に登録することを望みます。また、私が届け出た次の個人情報をも町が自治会・民生委員・社会福祉協議会・消防署・警察署その他同計画に基づく関係機関に提供することを同意します。					
住 所 :		代理人住所 :			
本人氏名 :		氏 名 :			
自治会名		民生委員			
災害時要援護者（本人）					
住 所				電 話	
				F A X	
氏 名	(男 ・ 女)			生年月日	年 月 日
身体障がい者 高齢者のみ世帯		精神障がい者 その他 ()		知的障がい者 要介護認定者	
家族構成	(ご本人も含む)				人
緊急時の家族等の連絡先					
氏 名	続柄	年齢	住 所	TEL	
				携 帯	
氏 名	続柄	年齢	住 所	TEL	
				携 帯	
特記事項（知っておいてほしい事）					
1. 身体障がい者区分			6. 一人になる時間帯
2. 身体障がい者等級	種	級	7. 一人になる曜日
3. 精神障がい者区分			8. 介護支援事務所
4. 知的障がい者区分			9. ケアマネジャー
5. 介護保険介護度			10. その他
避難支援者（了解を得た上で記入してください）					
要援護者支援者			要援護者支援者		
住 所			住 所		
氏 名		電 話	氏 名		電 話
携 帯			携 帯		
要援護者支援者			要援護者支援者		
住 所			住 所		
氏 名		電 話	氏 名		電 話
携 帯			携 帯		

避難場所

予測される災害	避難所
地震	
大雨・台風による風水害	
津波（内浦湾のみ）	
有珠山の噴火	

避難時の特記事項

心身の状態	支援区分
1. 耳が不自由	1. 視覚・聴覚障がい者 6. 難病者
2. 目が不自由	2. 肢体不自由者 7. 認知症
3. 状況を理解しにくい	3. 内部障がい者 8. 寝たきり
4. 一人で歩くのが困難	4. 精神障がい者 9. 妊婦・乳幼児
5. ベット等から起き上がれない	5. 知的障がい者 10. 外国人
6. 座った姿勢が取れない	必要とされる支援
7. 医療器材を利用している ()	1. 声かけによる情報の伝達
8. 特殊な治療薬剤を常用している ()	2. 音声以外での情報の伝達 ()
9. 薬の自己管理ができない	3. 関係機関への連絡、依頼
10. 持続的な医療行為が必要	4. 歩行支援 ()
11. 常に介護が必要（家族・家族以外）	5. 車いす等の乗降支援
12. 排せつ等の際、支援が必要	6. 担架等の移送支援
13. 車いすや歩行器が必要	7. 医療器材の運搬
14. 移動の際には担架等が必要	()
15. 普通自動車の乗降は困難	8. 普通自動車の手配
16. 避難所等の生活は困難	9. 救急車等の特殊車両の手配
17. その他	10. その他

かかりつけ医

病院名		住所	
電 話		F A X	
メ ー ル		担 当 医	
携行する医薬品等		そ の 他	

福祉サービスの利用状況

サービスの種別	事業所名	電話番号	利用状況

様式 2

洞 爺 湖 町 災 害 時 要 援 護 者 登 録 通 知

平成 年 月 日

様

洞爺湖町長



洞爺湖町災害時要援護者避難支援計画内の、4 災害時要援護者登録申請により、あなたを災害時要援護者として登録を行い、関係機関との協議が整いましたので、あなたの登録申請書の写しを添えて通知します。

今後は、避難情報等が発表された場合の避難支援について、避難支援者による支援活動が行われることとなります。

なお、避難支援者の支援活動などに備えて、次のことをお願いします。

記

- 1 同封の災害時要援護者登録申請書の写しについては、紛失しないよう大切に保管して下さい。

(連絡先)

課

電話

FAX

E-mail

洞爺湖町災害時要援護者登録及び情報共有通知書

年 月 日

様

洞爺湖町長



洞爺湖町災害時要援護者避難支援計画内の、4 災害時要援護者登録申請により、次の災害時要援護者の登録を行い、関係団体等との災害時等における避難支援などの防災活動及び当該災害時要援護者情報の共有に係る協議が整いましたので、通知します。

なお、洞爺湖町個人情報保護条例第 8 条第 3 項の規定に基づき、当該災害時要援護者の個人情報の使用目的及び適正管理について、次の制限を付するとともに、必要な措置を講ずるよう求めますので、その取り扱いに関し遵守されるようお願いいたします。

記

- 1 災害時要援護者 「洞爺湖町災害時要援護者登録台帳」の写しに記載の者
- 2 添付資料 「災害時要援護者登録申請書」の写し
- 3 個人情報の使用目的及び適正管理
 - (1) 使用目的
 - ア 災害時要援護者への避難支援などの防災活動のみに使用すること。
 - イ 災害時要援護者への避難支援などの防災活動に関わる者のみで使用すること。
 - (2) 適正管理
 - ア 個人情報に他人に漏れないよう個人情報に係る資料の適切な管理に努めること。
 - イ 知り得た個人情報を他人に漏らさないこと。その職を退いた後も、同様とする。
 - ウ 個人情報に係る資料の目的外の複写又は複製をしないこと。
 - エ 個人情報に係る資料の破損や紛失などの事故が起きたときは、速やかに町に報告し、町とともに誠意をもってその処理に当たること。
 - オ 町が個人情報を更新したとき又はあなたが災害時要援護者への避難支援などの防災活動に係る職を退いたときは、速やかに従前又は現有の個人情報に係る資料（複写又は複製をしたものを含む。）を町に返還すること。

(連絡先)

課

電話

FAX

E-mail